

要望事項	19 教育庁
	(1) 小中学校等の運営の充実

(要 旨)

小中学校等の運営の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 島しょ・へき地における小規模校に対する教員の加配
- ② 少人数授業に係る講師配置の時数配当に対する支援体制の維持
- ③ 小学校英語教科化に伴う専科教諭の配置
- ④ 全学年への少人数（35人以下）学級編制の拡大
- ⑤ スクールカウンセラー配置事業補助の拡充
- ⑥ 外国人英語指導助手の配置に対する人材確保対策と財政支援
- ⑦ 行政系職員（栄養士・事務職員）の確保
- ⑧ 国へのICT教育環境整備に対する支援要求
- ⑨ GIGAスクール構想推進に伴うICT支援員への補助金の継続及び増額

(説 明)

- ① 島しょ・へき地小規模校の複式学級解消のため、教員の加配措置を講じられたい。
また、島しょ地区は、学校以外で学べる塾が無いいため、生徒の理解度を把握し、クラスを分けて指導するなどの工夫についても措置を講じられたい。
- ② 主要教科の学力向上を図るため、都の支援を受けて少人数授業を行っているが、講師の時数配当による支援体制を維持されたい。
- ③ 令和2年度から小学校の英語教科化が導入されたが、配置基準によると小規模な学校には、専科教諭が配置されないこととなる。生徒の不利益とならないよう学級数に限らず、専科教諭の授業が受けられるよう、制度の見直しを図られたい。
中央教育審議会答申（令和3年1月26日）「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」に示されているとおり、特に小学校英語専科教員の配置を必須と捉え、小学校英語教科化を受けて対応してきたが、全小学校教員に対する十分な研修機会と専門性の確保は難しく課題がある。
- ④ きめ細かい指導を行うため、少人数（35人以下）学級編制を、早期に全学年に拡大されたい。
- ⑤ スクールカウンセラー配置については、小学校の低学年からの相談が必要と思われる

るケースや家庭内の問題について早期に対応の方が望ましいケースが多い。

中学校においてスクールカウンセラーの常勤配置とともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置は、週2日以上へ拡充されたい。

- ⑥ 町村負担で小中学校の外国人英語指導助手を配置しているが、財政規模の小さい町村においては人材の確保と財源の措置に苦慮している。人材確保対策と財政支援体制を確立されたい。
- ⑦ 都から派遣されている行政系職員（栄養士・事務職員）が病欠等で不在となった場合は、都の責任において、職員（臨時職員を含む。）を確保されたい。
- ⑧ 学校教育におけるICTの活用は、授業の理解度や意欲の向上に効果的である。八丈町では、東京都公立小中学校ICT教育環境整備支援事業による公開授業の実績があり、これを通して学校教育におけるICTの活用が非常に有効であることが確認できた。今後、教育環境におけるICT活用は必須であり、地域格差が生じないように、ICT教育環境整備に対する支援要求を国へ強力に働きかけられたい。
- ⑨ 教員の研修や研究は各教育委員会及び各学校において着実に進めているところであるが、特に学習指導に必要なパソコン等のスキル（アプリ含む）やハード面（パソコン等機器の設定を含む）のノウハウは不足しているのが現状である。GIGAスクール構想の早期実現にはICT支援員による教員支援は継続的に必要であることから、国と都を合わせて3/4以上の補助率とするとともに、一定期間の補助を実施されたい。
なお、ICT支援員配置に係る経費は、地方交付税措置となっているが、GIGAスクール構想は新型コロナウイルス感染症対策も含めており、円滑な事業展開をするため、また教員の資質向上、ひいては児童・生徒の学力向上を図り、教育格差を発生させないために、都による財政支援だけでなく、国への財政支援も働きかけられたい。

要望事項	19 教育庁
	(2) 特別支援教育の円滑な実施

(要 旨)

特別支援教育の円滑な実施を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 軽度発達障害の児童・生徒に対するサポートティーチャーや介助員の配置
- ② 特別支援教育の学級開設（通級学級を含む。）に伴う施設設備に対する補助制度の充実等
- ③ 特別支援教諭の優先的配置

(説 明)

- ① 学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症・アスペルガー等の軽度発達障害があり、特別な支援を必要とする児童・生徒が増加している。

軽度発達障害の児童・生徒が在籍する普通学級においては、適正な状態を維持していくためには、教員1名で対応することは困難である。特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個々人に応じた指導を充実させ、普通学級の適正な状態を維持するため、サポートティーチャーや介助員を配置されたい。

- ② 特別支援学級の開設にあたっては、教室の改造や個室の設置、備品の整備など相当な費用を要することから、補助制度の更なる充実を図られたい。

また、通級学級の開設にあたっては、新たな補助制度を設けるよう国に要請するとともに都としても支援されたい。

- ③ 特別な支援や援助を必要とする児童生徒の対応には、特別支援のスキルが必要となるが、島しょという限られた地域の中では、専門の研修への参加や他機関の専門家への相談が困難な状況にある。島しょ町村に赴任希望の教員が少ない現状にもかかわらず、対象児童及び生徒が増加傾向にあるうえ、教員のスキルに差があることから、個別指導がやむなく小集団指導となるケースも生じていることから、スキルを身に付けた特別支援教諭を優先的に配置されたい。

要望事項	19 教育庁
	(3) 指導主事の適切な配置

(要 旨)

教育指導の充実を図るため、指導主事を適切に配置されたい。

(説 明)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、市町村教育委員会の指導主事の設置について努力義務規定を設けている。

平成21年度から都は各町村教育委員会への指導主事配置を行っているが、都教育委員会との併任も多く、また、瑞穂町などは児童生徒数や学校数などから、近隣市なみの2名の指導主事の配置が必要と考えている。

教育指導の充実を図るため、指導主事を適切に配置されたい。

要望事項	19 教育庁
	(4) 小中学校施設整備の促進

(要 旨)

小中学校施設整備の促進を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
- ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
- ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和
- ④ 公立小中学校校庭芝生化事業に対する補助
- ⑤ グランド整備費に対する都単独補助制度の創設
- ⑥ 35人学級への対応に伴う施設改修等費用に対する補助制度の創設
- ⑦ 学校給食施設整備に対する財政措置及び広域連携による運営への支援

(説 明)

- ①② 町村においては、厳しい気象条件から建築物の老朽化が都市部より早く、更に島しょ地域は海洋による影響も加わり、塩害、風害等により学校施設の改築あるいは大規模改修が必要となっている。部分的な改造など国の補助対象外となるものについて、単独事業として実施することは財政的に厳しい状況であり、財政支援の強化を図られたい。
- ③ 義務教育施設整備の建築単価については、島しょ地域は遠距離による海上輸送等により割高になっており、義務教育施設整備費補助事業における補助対象基準の建築単価を建設局などで採用されている「支庁単価」を適用するなど、補助対策基準の緩和について措置を講じられたい。
- ④ 校庭芝生化の維持管理経費補助金は、平成27年度から補助期間が5年間となり、リーダー養成等に寄与することとなった。しかし、地域連携事業は、校庭芝生化校の増加で採択される可能性が低くなっており、対象校数の拡大が必要である。さらに、補助対象を一般的な管理経費にまで拡大し、1校当たりの補助金額の拡充と、スポーツ振興の面からも補助対象期間を延長されたい。
- ⑤ 島内各小中学校の校庭及びグラウンドは、火山島特有の玄武岩質の溶岩が風化して砂や細かい溶岩が露出している状態であり、その都度、整備してきたが、入れた土もまた玄武岩質の土であることから2年も経てば砂となってしまう。児童生徒の目に砂が入り傷つくことや、付近の住宅への砂が飛散する状況である。島外からグラウンドに適

した砂を搬入し整備するためにも補助を創設されたい。

- ⑥ 国の方針に伴い令和3年度から順次、35人学級を進めていくこととなっているが、教室が不足することが見込まれる。既存の教室の改修や校舎増築には多額の費用がかかり文部科学省の補助制度だけでは非常に厳しい状況であるため、教室増加に伴う備品類整備も含め、都による追加の支援を図られたい。
- ⑦ 学校給食衛生管理基準に則した学校給食施設の整備が促進できるよう必要な交付金を確保する等、国へ働きかけたい。また、都においても、学校施設環境改善交付金（給食施設）を補完する補助制度を創設されたい。

学校給食施設は児童・生徒の身体生命の安全に直接的に関わるという特性上、学校給食法が定める学校給食衛生管理基準により施設設備のあり方及び運営が厳密に定められている。学校給食施設整備については、文部科学省の学校施設環境改善交付金が設けられているが、交付額が実工事費を大幅に下回ること、また、交付申請しても交付を受けられない状況もあることから、多くの施設が老朽化するなか、学校給食施設の更新が思うように進まない状況にある。したがって、都においても、学校給食施設に係る当該交付金の拡充を国に対し強く要望するとともに国の交付金を補完する形で、都独自の補助制度の新設を要望する。なお、地方創生、持続可能な自治体経営等の考えも勘案し、広域連携による施設整備や運営を後押しするための支援枠や内容について拡充されたい。

要望事項	19 教育庁（生活文化局）
	（5）社会教育施設整備費等への補助制度の創設、図書館搬送便の継続

（要 旨）

町村立社会教育施設整備等に対する、次の事項について措置されたい。

- ① 文化ホール等の施設整備に対する補助制度
- ② 都立図書館搬送便の継続

（説 明）

情報社会の進展や住民の余暇時間の増大に伴い、社会教育施設等に対する住民の要望は多様化・広域化してきている。社会教育を一層充実し、住民がゆとりと豊かさを実感できる文化的な生活を送るため、社会教育施設の整備に対する住民要望も大きくなっている。

- ① 情報を瞬時にだれもが受信できる環境が整ったことにより、社会教育施設の利用者は所在する町村の住民に限らず広域化している。町村の社会教育施設は建設地の環境の良さもあり、観光客を含め広く都民の憩いの場として活用される魅力を持った施設となりえるものである。

このため、公民館、文化ホール等の整備に対して補助制度を創設するなど、財政支援を図られたい。

- ② 都立図書館の搬送便について、今後も継続して実施されたい。

要望事項	19 教育庁
	(6) 生涯学習の推進

(要 旨)

生涯学習に対する住民の要望に応え、また、その成果を地域に活かすために、地域の学習資源の掘起しや、適切な人材の活用等、町村の生涯学習施策の推進について、継続して支援されたい。

(説 明)

生涯学習の成果は、個人に留めず、ネットワーク化を図ってまちづくりや地域活性化に活かすことで大きな効果を生む。地域の学習資源を掘り起こし、適切な人材を活用して学習の輪を広げていくために、人材情報を提供するシステムの構築や人材の養成等への継続的に支援されたい。

要望事項	19 教育庁
	(7) 島しょ地区都立高校体育館空調設備の最優先での整備

(要 旨)

避難所となる都立高校体育館の暑さ対策のため、都立高校体育館空調設備を最優先で整備するよう特段の措置を講じられたい。

(説 明)

住民が避難する避難所のほとんどが、小中学校を含む体育館や公民館となっており、町村では各避難所環境の整備に努めている。このうち空調設備に関しては、公民館や老人福祉館では全て整備できているものの、各小中学校体育館及び都立高校体育館等については、大型の扇風機や寒い時期にはジェットヒーターでの対応となっている。

また、島しょ地域の多くは活火山を有しており、本土の自治体よりも各種災害の発生リスクが高い。特に大島は、近年土砂災害も発生していることから、都立高校体育館空調設備については、最優先で整備するよう要望する。

要望事項	19 教育庁
	(8) 小笠原村における東京都教育委員会の権限に属する事務の適正執行

(要 旨)

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例によって、区市町村が東京都教育委員会の権限に属する事務の一部を処理することになっているが、小笠原村においては、本条例の対象となっていない事務についても、村が事務処理を行わざるを得ない状況であり、都は早期に適正化を図るべきである。

(説 明)

小笠原村においては、都の教育出張所が未だ設置されておらず、かつ、事務処理特例条例に基づかない都教委事務を村が行っている状況にあり、村が人的・財政的負担を強いられる異常な状態が継続している。本来であれば、他の島しょ地域と同様、小笠原村にも都が教育出張所を設置し、都教委事務を行うべきであり、これまでも教育出張所の設置を要望してきたところである。

これに対し都は、財政的理由により設置困難と回答しており、事務処理特例条例に基づかない都教委事務の処理が継続され、何ら解決に至っていない。これを踏まえ、都教委事務の適正化を早期に図るため、都が次の措置を行うことを強く要望する。

- ① 小笠原教育出張所の設置
- ② 教育出張所の設置が困難な場合、小笠原支庁に担当部署・人員を配置のうえ、教育出張所の機能を果たすこと
- ③ 小笠原支庁への担当部署・人員配置が困難な場合、小笠原村教育委員会に教育出張所に代わる機能を持たせるため、事務処理特例条例を改正のうえ、人的支援として都教育委員会から小笠原村教育委員会に都教委事務を執行する教育職員及び行政職員を派遣するとともに、村に対して財政的支援を行うこと